

トラック運転者の労働条件と安全衛生確保のため 9月に集中的な取り組みを行います！

トラック運送事業には、今なお長時間労働の実態があり、過労を原因とする脳・心臓疾患の労災請求も多い状況にあります。過労運転により発生する交通事故では、トラック運転者のみならず第三者が巻き込まれることも考えられます。

また、荷役作業中の労働災害も多く発生しています。

大阪労働局を含む近畿地方の各労働局では、これまでも重点的にトラック運転者の労働条件・安全衛生確保対策を推進してきましたが、9月の全国労働衛生週間準備月間と秋の全国交通安全運動期間にあわせて、次の取組を行います。

- ① トラック運送事業者に対する監督指導等の実施
- ② 荷主の方々への協力要請※

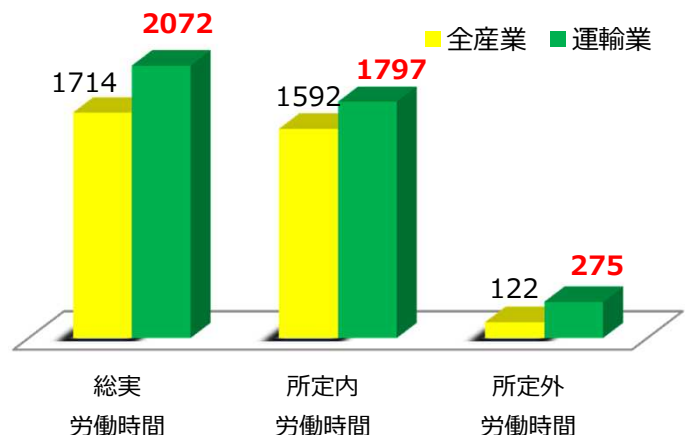
※トラック運転者の長時間労働の背景として、荷主の集荷・配達時間等についての厳しい発注条件があることが指摘されています。また、荷積み荷下ろしなどの荷役作業中の労働災害を防止するためには、荷役作業場を管理する荷主の積極的な関与が不可欠です。

1. トラック運転者の労働時間

平成 2 5 年大阪府内の労働時間をみると、全産業における年間総実労働時間は1,714時間であるのに対し、運輸業は2,072時間です。

トラック運転者等、運輸業に従事する労働者は、ほかの労働者に比べ年間358時間も労働時間が長いことがわかります（図1）。

図1 年間総実労働時間(平成25年・大阪)



資料出所：「毎月勤労統計調査」事業所規模5人以上

2. 脳・心臓疾患の労災請求

長時間労働など、過重労働により発症した脳・心臓疾患は、業務上の疾病として取り扱われます。（いわゆる過労）

平成25年度、大阪府内で脳・心臓疾患に関する労災請求件数は92件ありました。

このうち、トラック運転者を含む運輸業・郵便業は、全体の21.7%を占めています。

また、全国では、道路貨物運送業が、脳・心臓疾患による労災請求件数の多い業種の第1位に上がっています。

図2 業種別「脳・心臓疾患」労災請求件数（平成25年度・大阪）

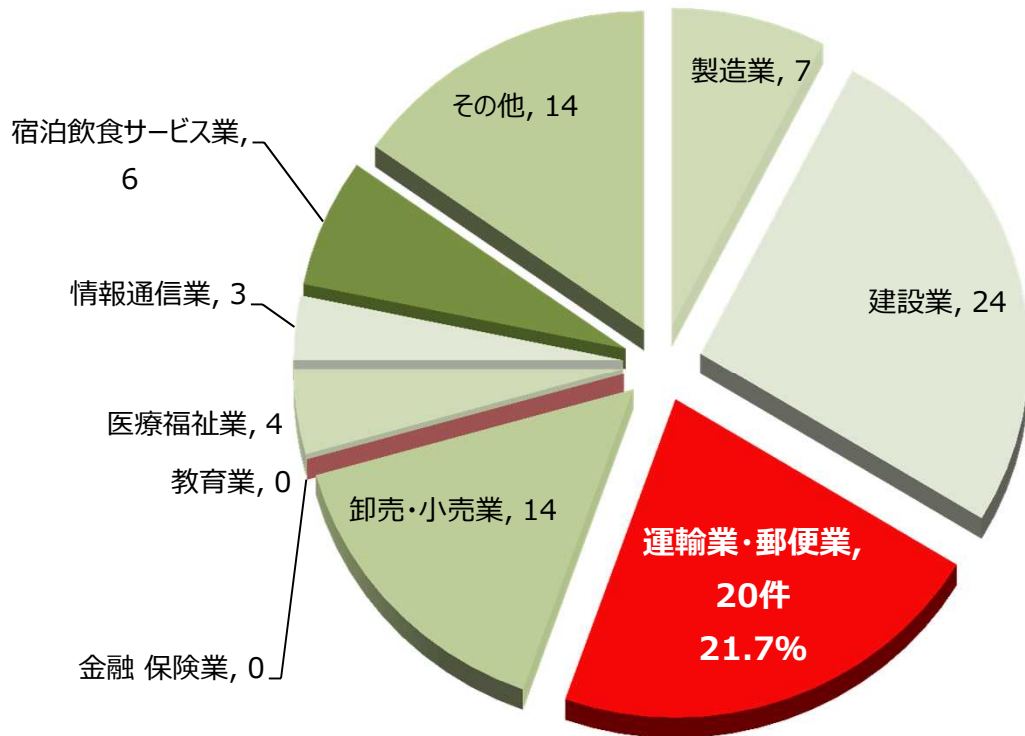


図3 請求件数の多い業種
（大分類上位5業種）（全国・平成25年度）

順位	業種	件数
1	運輸業・郵便業	182
2	その他の事業	137
3	建設業	122
4	卸売・小売業	110
5	製造業	103

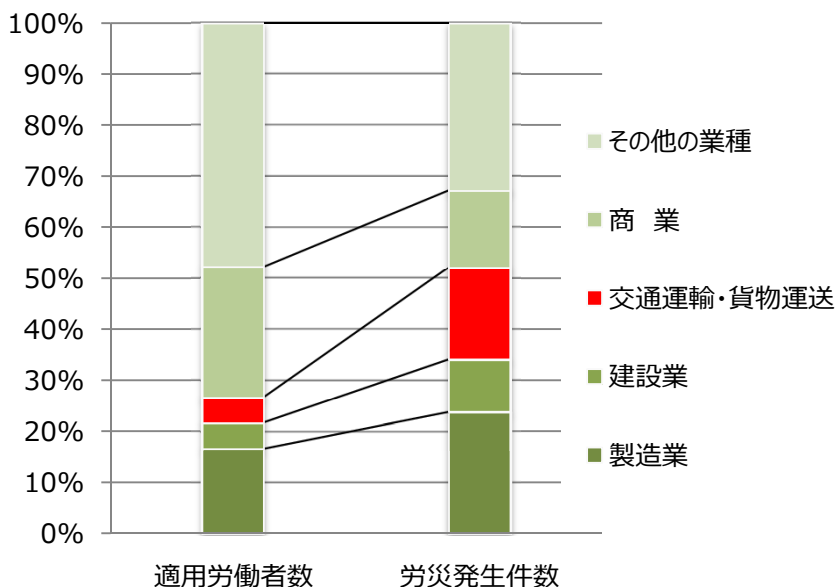
図4 請求件数の多い業種
（中分類上位5業種）（全国・平成25年度）

順位	中分類	件数
1	道路貨物運送業	124
2	総合工事業	56
3	その他の事業サービス業	47
4	道路旅客運送業	42
5	職別工事業 （設備工事業を除く）	37

3. 労働災害発生状況

図5 業種別労働災害発生件数・適用労働者数

(大阪・平成25年度)



大阪府内の労働者数のうち、トラック運転者を含む交通運輸・貨物運送業に従事する労働者は、全体の5.0%です。

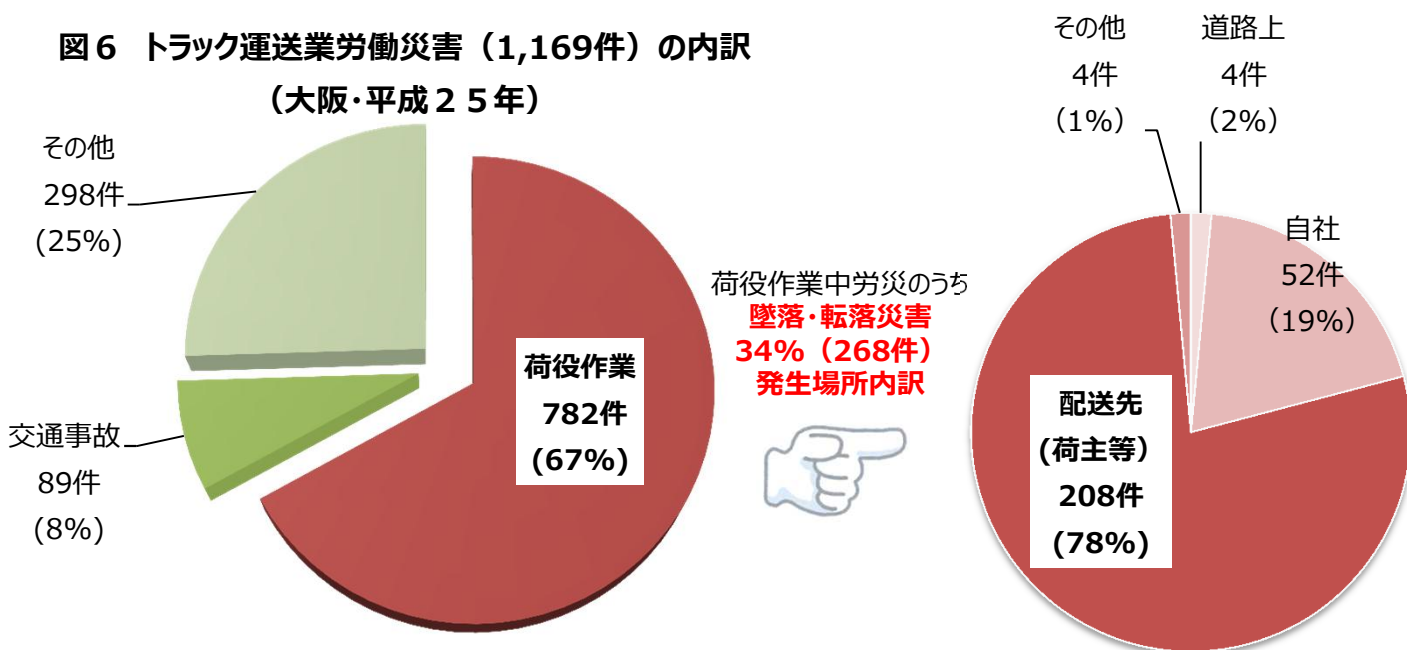
しかし、労働災害発生件数全体のうち、交通運輸・貨物運送業によるものは17.9%を占めています。

平成25年度では、交通運輸・貨物運送業に従事する労働者140人中1人の割合で被災した計算になります。

平成25年、大阪府内では、トラック運送業の労働災害は1,169件発生しました。その内訳をみると、荷の積み卸し（荷役作業）中の災害が67%を占め、交通事故8%を大きく上回っています。

また、荷役作業中の労働災害としては、墜落・転落が268件で最も多く、その発生場所内訳をみていくと、その4分の3以上が配送先（荷主等）で起こっています。

図6 トラック運送業労働災害（1,169件）の内訳
(大阪・平成25年)



4. 事業主への監督指導

トラック運送事業者に対し、法定労働条件の確保、改善基準^(注1) 遵守と労働災害防止のための監督指導等を実施します。なお、過去の監督件数と改善基準違反の内訳は以下のとおりです。

年度	監督件数	改善基準違反		改善基準違反の具体的内容 ^(注2)					
		件数 ^(注2)	割合	総拘束時間	最大拘束時間	休息期間	最大運転時間	連続運転時間	休日労働
H25年	147	92	62.6%	64	77	59	18	38	5
H24年	260	140	53.8%	81	116	80	26	66	2
H23年	182	93	51.1%	49	74	48	20	49	6
H22年	171	60	35.1%	34	52	37	14	25	3
H21年	137	50	36.5%	28	37	26	10	24	1

注1) 改善基準とは、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(資料1 参照)を指します。

注2) 1つの事業場に複数の違反項目があるため、改善基準違反の件数と改善基準違反の具体的内容欄の件数合計は一致しません。

5. 荷主への協力要請

長時間労働が行われる背景の一つに、荷主のトラック運送事業者に対する、集荷・配達時間等の厳しい発注条件があることが指摘されています。

また、荷積み荷卸しなどの荷役作業時の労働災害防止については、作業場所を管理する荷主の積極的な関与が不可欠です。

そのため、荷主の方々が加盟する団体に対し、「トラック運転者の過労防止のための労働時間の改善に向けた発注条件への配慮」と「荷役作業時の労働災害防止」について、協力要請を行います。

なお、荷役作業時の労働災害の防止としては、次の安全管理体制の整備、墜落防止措置及びフォークリフトによる労働災害防止対策を要請します。

安全管理体制の整備

- 荷主の方々の側で荷役災害防止の担当者を指名しての、トラック運転者が行う荷役作業の連絡調整や巡視。連絡作業時の「安全作業連絡書」(資料2 参照)の活用。

墜落防止対策

- 昇降設備、安全帯取付設備(親綱、フック等)の設置等、プラットホーム、荷台における墜落・転落防止のための施設・設備の用意。

フォークリフトによる労働災害防止対策

- フォークリフト使用のルール(制限速度、安全通路等)を定めて見やすい場所に掲示。通路の死角へのミラーの設置。フォークリフト走行場所と歩行通路の区分。

参考 休業4日以上之死傷災害におけるトラック運送業の割合、うち荷主作業割合と内訳

休業4日以上之死傷災害		大阪	近畿
全産業		8,014	19,169
トラック運送業		1,169	2,475
トラック運送業による災害発生数の割合		14.6%	12.9%
荷役作業中の 休業4日以上之死傷 災害内訳	墜落・転落	268	564
	はさまれ・巻き込まれ	123	259
	転倒	102	224
	激突	49	116
	反動等	130	297
	飛来等	61	122
	激突され	49	122
合計		782	1,704
荷役作業が占める割合		66.9%	68.8%
交通事故		89	183
その他		298	588
荷役作業に占める墜落・転落災害の割合		34.3%	33.1%

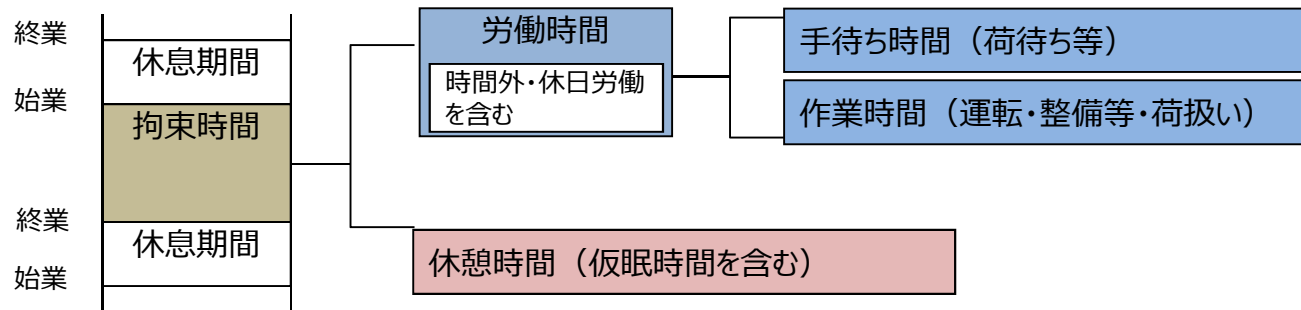
1 労働基準法による労働時間の基準（労働基準法第32条、36条）

労働時間	休憩時間を除いて1日8時間、1週40時間
時間外・休日労働	労使協定で定めた限度内

2 自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準告示）（H1.2.9労働省告示第7号）

貨物自動車運送事業については、上記のほか告示により自動車運転者の拘束時間や運転時間等の基準が定められています。

区 分	主な内容
総 拘 束 時 間	1か月 293時間以内 （労使協定を締結した場合には、1年のうち6か月までは、1年間についての拘束時間が3,516時間を超えない範囲で1か月320時間まで延長可）
最 大 拘 束 時 間	1日 原則13時間以内 延長する場合でも 最大16時間以内 （15時間超えは1週2回まで）
休息期間	1日の休息期間は、継続8時間以上 （運転者の住所地での休息期間が、それ以外の場所での休息期間より長くなるように）
最 大 運 転 時 間	1日の運転時間は、2日平均で9時間以内 1週間の運転時間は、2週間毎の平均で44時間以内
連 続 運 転 時 間	運転開始後4時間以内又は4時間経過直後に30分以上の休憩等を確保 （分割する場合は1回につき10分以上の休憩で合計30分以上）
特 例	①分割休息期間 業務の必要上、勤務の終了後継続した8時間以上の休息期間を与えることが困難な場合、一定期間（原則として2週間から4週間程度）における全勤務回数の2分の1の回数を限度として、休息期間を拘束時間の途中及び拘束時間経過直後に分割付与可。この場合、分割された休息期間は、1日において1回当たり継続4時間以上、合計10時間以上。 ②2人乗務 1日の最大拘束時間を20時間まで延長可。休息期間を4時間に短縮可（ただし、車輦内に身体を伸ばして休息できる設備がある場合に限り）。 ③隔日勤務の特例 業務の必要上、やむを得ない場合には、隔日勤務をさせることが可。この場合、2暦日における拘束時間が21時間を超えず、勤務終了後、継続20時間以上の休息期間を与えること。



拘束時間：始業時刻から終業時刻までの時間。運転時間、荷役作業時間、手待ち時間及び休憩時間を合計した時間。

休息期間：終業後、次の勤務までの時間。睡眠時間を含む生活時間となり、労働者にとって全く自由な時間となる。

安全作業連絡書(例)

この安全作業連絡書は、荷の積卸し作業の効率化と安全確保を図る観点から荷主又は配送先の作業環境に関する情報をあらかじめ陸運事業者の労働者であるドライバーに提供するためのものです。

発		地		着		地	
積込作業月日		月 日 ()		取卸作業月日		月 日 ()	
積込開始時刻		時 分		取卸開始時刻		時 分	
積込終了時刻		時 分		取卸終了時刻		時 分	
積込場所		1. 屋内 2. 屋外		取卸場所		1. 屋内 2. 屋外	
		1. 荷主専用荷捌場 2. トラクターミナル 3. その他 ()				1. 荷主専用荷捌場 2. トラクターミナル 3. そ の 他 ()	
積荷	品 名						
	(危険・有害性)	有 ・ 無 ()					
	数 量						
	総重量	kg (kg/個)					
	積 付	1. バラ 2. パレタイズ 3. その他 ()					
積込作業	作業の分担	1. 荷主側 2. 運送業者側 3. 荷主・運送業者共同		取卸作業	作業の分担	1. 荷主側 2. 運送業者側 3. 荷主・運送業者共同	
	作業者数	名			作業者数	名	
	使用荷役機械	有・無 1. フォークリフト 2. そ の 他 ()			使用荷役機械	有・無 1. フォークリフト 2. そ の 他 ()	
免許資格等		1. フォークリフト 2. 玉掛け 3. はい作業 4. その他 ()		免許資格等		1. フォークリフト 2. 玉掛け 3. はい作業 4. その他 ()	
<u>その他特記事項</u> ※「安全靴、保護帽を着用のこと」など安全上の注意等を記入すること。							